

次期財政健全化計画と今後の保険料の考え方

○次期財政健全化計画の考え方（例示）

← 5年間 →

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)
(一般会計) 第2次行政経営計画	→												
(国保会計) 現在の財政健全化計画	→											
(一般会計) 第3次行政経営計画				→						→ 第4次行政経営計画			
(国保会計) 次期財政健全化計画				→						→ 計画見直し			

- ・次期財政健全化計画は、第3次行政経営計画と開始年度を合わせ、一般会計の繰出金(歳出)と国保会計の法定外繰入金(歳入)の両面から検討し、赤字削減額、解消年度を決定します。
- ・次期財政健全化計画を策定するにあたっては、一般会計における経常一般財源とそれに対する国保会計の法定外繰入金の割合等も考慮し、検討します。
- ・財政健全化計画における1年あたりの赤字解消額および赤字解消年度については、5年ごとに見直します。

○令和5年度～令和7年度の保険料の考え方（例示）

現行の計画 (単位:円)

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法定外繰入の削減予定額	82,263,000	82,263,000	82,262,000

令和5年度～令和7年度の赤字解消額および保険料については、以下のように想定しています。

- ・令和5年度 ⇒ 保険料率等の変更は行わず、賦課限度額のみ2万円の引き上げの場合で国保運営協議会にて審議。
- ・令和6年度 ⇒ 現行の計画の令和6年度の削減予定額 82,263,000円を基準とし、複数の削減予定額、保険料改定案を提示したうえで、国保運営協議会にて審議。
- ・令和7年度 ⇒ 次期財政健全化計画に基づき、令和7年度の削減予定額を基準とし、複数の削減予定額、保険料改定案を提示したうえで、国保運営協議会にて審議。